

NTT ドコモインターネット接続サービス利用規約

第1条（本規約の適用）

1. Y O Uテレビ株式会社（以下「当社」といいます。）は、株式会社 NTT ドコモ（以下「NTT ドコモ」といいます。）が以下の URL に定める「IP 通信網サービス契約約款」（以下「ドコモ約款」といいます。）に基づき当社の顧客に提供する「NTT ドコモインターネット接続サービス」（以下「本サービス」といいます。）の規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

(<https://www.docomo.ne.jp/binary/pdf/corporate/disclosure/agreement/d17.pdf>

)

2. 本サービスの提供を受ける契約（以下「本サービス契約」といいます。）を締結した者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を遵守するものとします。
3. 本規約は、本サービスの趣旨及び性質に反しない限り、当社が以下の URL に定める「Y O Uテレビ株式会社インターネット接続サービス契約約款」（以下「当社約款」といいます。）が準用されます。なお、本規約と当社約款及びドコモ約款が異なる場合は、本規約、次いでドコモ約款の規定が優先されます。

(<https://www.netyou.jp/Portals/0/resources/document/other/internet.pdf>

)

4. 本サービスの契約者については、「Y O Uテレビ株式会社 インターネット接続サービス 加入契約約款」第6条に定める定期契約期間の規定は準用しないものとします。

第2条（サービス内容と契約単位）

1. 本サービスは、ベストエフォートサービス（NTT ドコモが示した最大通信速度を技術的上限值とし、現実使用する通信速度をこれに近づけることに努めるサービス）であり、NTT ドコモの利用契約の1回線に対し、1つの本サービス契約を締結することができるものとします。
2. 本サービスが適用するサービスタイプは、「ドコモ光戸建タイプC」及び「集合（マンション）タイプC」とします。

第3条（契約の申込みと承諾）

1. 本サービスの申込みをする者（以下「申込者」といいます。）は、本規約、ドコモ約款及び当社約款に同意の上、当社に対して所定の手続きを行うものとします。
2. 当社は、申込者が以下の各号に該当する場合、申込みを承諾しないことができます。
 - (1) 本サービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難なとき。
 - (2) 申込者がインターネット接続サービスの料金その他の債務（当社約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認め

られる相当の理由があるとき。

- (3) 申込書及びそれに付随する書類の記載事項に虚偽、不備（名義、押印、識別のための番号及び符号情報の相違・記入漏れ等をいいます。）があるとき。
- (4) 申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られないとき。
- (6) 料金等の支払い方法について、当社が定める方法に従わないとき。
- (7) 申込者が本規約に違反するおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (8) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (9) 申込者（法人の場合は、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含みます。）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員であるとき。

第4条（契約の解除）

1. 契約者は、本サービス契約の解除を希望する場合、NTT ドコモの取扱所に NTT ドコモが定める方法で届け出るものとします。
2. 当社は、契約者が本規約、ドコモ約款又は当社約款に違反した場合、本サービスを停止し、又は本サービス契約を解除することができます。
3. 当社は、契約者の要求が妥当性を欠き、手段・態様が社会通念上不相当であると判断した場合、契約者に通知の上で本サービスを停止し、又は本サービス契約を解除することができます。
4. 当社は、本サービスの停止又は本サービス契約の解除に伴い契約者が被る不利益について、一切の責任を負いません。
5. 契約者は、本条に基づき本サービスが停止又は本サービス契約が解除された場合、当社がその事実を NTT ドコモへ通知することに異議なく同意するものとします。

第5条（料金の支払い）

1. 本サービスの利用に伴う料金（以下「本サービス料金」といいます。）は、NTT ドコモが別に定めるものとします。
2. 契約者は、本サービス料金の債権が当社から NTT ドコモに譲渡されることに同意します。本サービス料金は、NTT ドコモから NTT ドコモの利用契約の料金が加えられて請求されるものとし、契約者は、当該請求額を NTT ドコモに支払います。
3. 前項の規定は、NTT ドコモが第三者に本サービス料金の債権を再譲渡した場合において準用します。
4. 当社が提供する本サービスの付加機能の料金は、当社から請求し、契約者は、当該請求

額を当社の請求に従って支払います。

5. 契約者の責に帰すべき事由によらずに本サービスが利用できない状態が連続した場合、本サービス料金の支払いは、ドコモ約款に基づくものとします。

第6条（損害賠償）

1. 本サービスを提供すべき場合において、契約者の責に帰すべき事由によらずに本サービスを利用することができかったときは、その責に帰すべき当事者がNTTドコモであればドコモ約款、また、当社であれば当社約款の規定に基づき契約者の損害を賠償します。

第7条（情報の取り扱い）

1. 契約者は、本サービス提供のため、当社とNTTドコモとの間で申込状況、利用内容、問合せ内容及び支払状況等の情報を相互に交換することに同意します。

第8条（譲渡等禁止）

1. 契約者は、本サービス契約の契約者としての地位及び本サービス契約に基づく権利義務を譲渡し、又は担保の目的として供することはできません。

第9条（契約者名義が異なる場合の取り扱い）

1. 申込者は、本サービス契約の契約者となる者の名義とドコモ契約の契約者の名義の表示が異なる場合、当社にその旨を通知するものとします。この場合、サービス料金にかかる債務は、ドコモ契約の契約者が負うものとし、本サービスの契約者は、ドコモ契約の契約者に当該債務を引き受けさせるものとします。
2. 前項の場合、第5条に定める契約者に対して行う本サービス料金の取扱いは、ドコモ契約の契約者に対して行うものとします。
3. 申込者は、第1項の通知を怠ったときは、第3条の定めにより、当社が本サービスの申込みを承諾しないことにあらかじめ同意します。

第10条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約を当社ホームページへ掲示するものとし、本規約又は本サービスを変更若しくは廃止するときは、相応の予告期間をもって当該ホームページに掲示することによって行うものとします。

以上